



令和7年1月21日

鹿児島地方労働審議会

会長 仙波 玲子 殿

鹿児島地方労働審議会

最低工賃専門部会

部会長 三輪 全子

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について

本専門部会は、令和7年1月10日、第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

記

公益代表委員 馬場 美紀子 三輪 全子 森尾 成之

家内労働者代表委員 海蔵 伸一 喜入 拓司 白石 裕治

委託者代表委員 有島 龍作 齋藤 崇人 濱上 剛一郎

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤーハーネス	カプラー差し (電線の端末に取り 付けられている端子 をカプラーに差し込 む作業)	50センチメートルを 超え2メートル以下 の電線について行う もの	58 銭

4 効力発生の日

法定どおり